京丹後市海業推進事業計画

(計画期間:平成30年度~32年度)

平成30年3月

京丹後市海業振興協議会

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方

	1	計画策定の趣旨	1
	2	計画の目的	2
	3	計画の期間	2
	4	計画の策定及び施策の推進体制	2
第	2章	重 海業の取組状況、課題と対応策の方向性	
	1	海業の取組状況	3
	2	課題と対応策の方向性	4
第	3章	5 海業推進のための方策	
	1	基本方針	6
	2	目標数値	6
	3	基本施策と具体的な取組	6

参考資料

資料 1 京丹後市海業振興協議会設置要綱

資料2 京丹後市海業振興協議会委員名簿

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

京丹後市の水産業は、水産資源の減少や魚価の低迷、燃油、資材価格の高騰などを 背景として、漁獲量や漁業所得の減少、担い手の高齢化や後継者不足といった様々な 問題を抱えています。多くの漁業者は厳しい経営環境におかれており、漁業生産力と 漁村の活力低下が懸念される状況にあります。

そこで京丹後市では、これらの課題に対応するために、漁業、観光業、商工業などの関係機関・団体からなる「京丹後市海業振興協議会」を立ち上げ、漁業体験事業、水産物加工事業、マリンレジャーの拠点づくり事業を柱とした「海業」**の推進に関する「京丹後市海業推進事業計画」(以下「推進事業計画」といいます。)を平成18年度に策定し、これに基づいて計画的な取組を進めてきました。

さらに平成27年3月には、新たに担い手の確保・育成に関する事業を盛り込んだ 推進事業計画を策定(計画期間:平成27年度~29年度)し、農商工観連携や事業 推進体制の強化により、効果的かつ効率的な推進事業計画の推進に努めてきました。

この間、都市部からの来訪者の増加を図るとともに、水産物の付加価値を向上させるなど、漁業所得の増大と漁村活性化に資する様々な海業の取組が漁業者の主導により展開され、道路整備などによる本市への交通アクセスの向上なども相まって、その成果が表れ始めています。また、平成27年4月には、漁業団体や京都府、沿海市町などの協働による京都府「海の民学舎」が開講し、新たな個人漁業者や漁業経営体の育成、若手漁業者の経営力向上、加工・海業などの漁村ビジネスおこしのリーダーの育成が着実に図られています。

他方、国においては、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議で決定された「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月策定)に「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置づけられたことを受け、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、漁村滞在型旅行をビジネスとして取り込む「渚泊」を推進していくこととされま

1

^{**} **海業**:従来の漁業活動に加えて、海や漁村の資源を活かした観光、スポーツ、教育、文化などと連携した新しい事業、経済活動。

した。観光産業と連携した"地産来消"*の推進、海業を組み合わせた多角的で収益性 の高い漁業経営の実現などをさらに進め、漁業者などの所得増大と漁村活性化につな げていくことがますます重要になってきています。

このため、現推進事業計画の検証と見直しを行うことにより、これらの諸課題について対応し、現推進事業計画に基づき取り組んできた施策の継続を基本としつつ、本市における海業を一層推進するため、「第2次京丹後市総合計画」をはじめその他関連計画との整合性を図りながら、推進事業計画を策定するものです。

2 計画の目的

京丹後市の豊かな海を活かし、漁業の振興を図りつつ、漁業体験、遊漁、水産物加工、海洋性レクリエーションなどの海業を、農商工観連携により総合的かつ計画的に推進し、漁業及び漁村をはじめとする本市の地域振興と産業の活性化に資することを目的とします。

3 計画の期間

3年間(平成30年度~32年度)とし、3年ごとに見直します。

4 計画の策定及び施策の推進体制

(1) 検討組織

京丹後市海業振興協議会設置要綱に基づき、京丹後市海業振興協議会を設置し、現推進事業計画の進ちょく状況の確認及び現推進事業計画の見直しについて協議、検討を行いました。

(2) 施策の推進

海業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、漁業、観光業、商工業などの関係機関・団体による適切な役割分担・連携が最も重要です。そのため、京丹後市海業振興協議会に事業推進委員会を設置し、利用者のニーズや推進事業計画の進ちょく状況などの共有による適切な点検と進行管理を行いながら、関係機

^{**} **地産来消**: 地域で産出された食材を、その地域へ来訪した人がレストランや宿泊施設などで消費すること。

関・団体などとの連携・協力のもと、必要な支援を行うなどして推進事業計画を着 実に推進していきます。

第2章 海業の取組状況、課題と対応策の方向性

1 海業の取組状況

① 体験等事業

- 漁業体験分野では、定置網漁体験が平成28年度から網野町三津漁港で始められ、現在、丹後町竹野漁港と久美浜港を合わせて3港で実施されています。さらに、丹後町の沿岸では、地引網漁体験やあごすくい体験といった昔ながらの漁法による漁業体験が実施されるなど、漁業体験プログラムが充実しつつあります。
- 遊漁体験分野では、久美浜湾の釣船・釣り筏の利用者が減少傾向にある一方で、網野町掛津で実施されている「一日漁師体験」の利用者数は大きく伸びています。
- 浜買体験分野では、久美浜町蒲井地区において、地域住民が運営母体のカキ小屋が平成28年度にオープンし、漁業所得の安定的確保や漁村の活性化に寄与しています。

② 水産物活用提供事業

- 平成27年度に久美浜町湊宮地区において、地域や地元観光協会が運営母体となって漁師料理を提供する取組が始められましたが、事業継続が困難な状況になっています。
- 宿泊施設とのタイアップにより、定置網で水揚げされた鮮魚などを使ったにぎ り寿司作り体験の取組が平成27年度から始められるなど、新たな食に関する体 験プログラムが増えつつあります。
- 水産物加工品の売上が低迷しているとともに、新たな水産物加工品の開発が停滞しています。

③ マリンレジャー関連事業

- 「海上タクシー」 (漁船を使った不定期航路船) は、網野町・丹後町・久美浜町の各沿岸で実施されています。また、シーカヤック*体験が平成28年度から久美浜町蒲井海岸で始められるなど、自然環境や景観などの地域資源の活用による多彩な海洋性レクリエーションが盛んになりつつあります。
- 平成27年度及び平成28年度に、丹後町の犬ヶ岬周辺海域におけるダイビン グなどの実現可能性調査を市が実施しました。

④ 海の民人育成事業

○ 平成27年度に、漁業団体や京都府、沿海市町などの協働による京都府「海の 民学舎」が開講し、新たな個人漁業者や漁業経営体の育成、若手漁業者の経営力 向上、加工・海業などの漁村ビジネスおこしのリーダーの育成が着実に図られて います。

2 課題と対応策の方向性

【課題1】海業の販売額が伸び悩んでいます

	事業メニュー	平成27年	平成28年	平成29年
1	体験等事業	18百万円	18百万円	22百万円
2	水産物活用提供事業	6百万円	3百万円	1百万円
3	マリンレジャー関連事業	5百万円	6百万円	5百万円
	計	29百万円	27百万円	28百万円

〈対応策の方向性〉

- 観光関係団体や観光事業者などと連携して、効果的な情報発信をする必要があります。
- 子どもたちをターゲットにした体験プログラムの開発・提供により、体験教育 旅行を積極的に受け入れる必要があります。
- 成果をあげている優良事例に関する情報提供が必要です。

^{**} **シーカヤック**:海で使うことを考慮し、波・風・潮流等に影響されにくいデザインの足を前方に投げ出すようにして座りダブルブレードパドルで漕ぐクローズドデッキのカヌー。

【課題2】漁業・海業を支えるマンパワーが不足しています

<対応策の方向性>

- 漁業・海業経営者の育成を着実に進め、その経営者を支援するための制度の充 実が必要です。
- 女性参画の促進、高齢者の知識や技術活用が必要です。

【課題3】受け入れ体制・実施体制が十分に整備されていません

<対応策の方向性>

- 円滑な海面利用のため、海面を利用する関係者の話し合いにより地域の海面利 用のルールづくりが必要です。
- 地域を巻き込んで受け入れ体制の構築及び機運を高める必要があります。

第3章 海業推進のための方策

1 基本方針

- 新鮮な水産物や漁労技術、自然環境や景観など本市の地域資源を再評価・認識 し、地域の実情に応じた活用を通じてその価値を高め、地域を特徴づける魅力あ る体験プログラムづくりや商品開発に取り組みます。
- そのため、漁業、観光業、商工業などの関係機関・団体が緊密に連携して、漁業者を中心とした地域などの自発的取組の支援を基本としつつ、先進的な取組事例の収集及び情報提供などにより、新たな取組の促進のための調査研究を進め、その実現に向けた支援を強化します。
- また、将来にわたり漁業や海業活動、漁村の役割を維持するため、新規漁業就業者の確保や漁村地域を支える意欲ある担い手の確保・育成に努めます。

2 目標数値

	指標名	現状【平成29年】	目標【平成32年】	比較
1	新規就業者数	50人	66人	約32%増
2	海業に係る販売額 (釣筏、遊漁船、イベント等)	28百万円	31.6百万円	約13%増

3 基本施策と具体的な取組

<基本施策1> 各地域 (漁村・漁港) の特色を活かした体験事業を推進します 【具体的な取組】

- 漁業体験(地引網漁体験、定置網漁体験など)、遊漁体験(遊船釣り、釣船・ 釣筏、採捕漁業体験など)、浜買い・セリ市場見学体験などの実施地域を拡大 し、体験プログラムを充実します。
- 観光関係団体や観光事業者などと連携して、児童・生徒を受け入れる体験教育 旅行誘致を進めます。

- 観光関係団体や観光事業者などと連携して、体験事業の魅力発信、情報発信を 強化します。
- 優良事例に関する情報提供を行います。
- 漁業者、遊漁者などによる海面利用秩序の確立と漁港施設などの適正な利用方 法の策定に向けた取組を支援します。
- 「渚泊地域」の実施体制の構築や、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして 磨き上げる取組(漁業体験プログラムの企画など)について、調査研究及び地 域、関係者との話し合いを進めます。

<基本施策2> 水産加工品の研究・開発、漁師料理の提供を実施します

【具体的な取組】

- 漁港で食べる漁師料理などを提供する取組を進めます。
- 小学生を対象にした魚料理教室の開催など、魚食の普及拡大を進めます。
- 旬の魚介類を活用した"地産来消"に取り組むとともに、豊富で質の高い食の 魅力に磨きをかけ、価値を高めます。
- 旬の魚介類を活用した水産物加工品などの商品開発及び販路開拓を進めます。
- 魚商工連携の推進により、低・未利用資源などの有効活用方法を検討し、新しい水産ビジネスにつなげます。
- 優良事例や食のイベントなどに関する情報提供を行います。
- 京丹後市の「食でもてなす観光」 (いわゆる「美食観光」**) の施策に沿って事業展開を図っていきます。

<基本施策3> 新たな海洋性レクリエーションのメニューを研究・考案します 【具体的な取組】

○ 漁村や漁港などが有する多面的機能(文化・景観など)を最大限活用し、ダイビング、シーカヤック、SUP*、漁船を使った不定期航路船などの海洋性レクリエーション実施の可能性を研究します。

^{※「}美食観光」: "京丹後ならではの旬やこだわりの食・料理でもてなす観光"。

^{**} **SUP (サップ)**: スタンドアップパドルボード。長いサーフボードのような形をしたボードに乗り、立ってパドルを使って漕ぎ進む。

- 海釣り公園などの整備について検討します。
- 全国レベルの釣り大会の誘致、水産イベントの開催を支援します。
- 漁業者、遊漁者などによる海面利用秩序の確立と漁港施設などの適正な利用方 法の策定に向けた取組を支援します。 (再掲)
- 優良事例に関する情報提供を行います。 (再掲)

<基本施策4> 漁業・海業の担い手を確保・育成します

【具体的な取組】

- 京都府「海の民学舎」の運営に協調して、担い手の確保・育成に取り組みます。
- 漁村ビジネスおこしのリーダーを育成します。
- 新規漁業就業者に対する住居確保などの生活支援や地域住民との交流支援など、受け入れ体制を整えます。

資料 1 京丹後市海業振興協議会設置要綱

○京丹後市海業振興協議会設置要綱

平成29年4月1日 告示第113号

(設置)

第1条 本市における漁業の振興及び漁村地域の活性化を図り、並びに海業の振興を推進するに当たって、漁業、観光業、商工業等の関係機関等と連携して海業に関する調査研究を行うとともに、海業推進事業計画を策定し、及びこれを推進するため、京丹後市海業振興協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この告示において「海業」とは、従来の漁業だけでなく、海や漁村の資源を活かし た観光、スポーツ、教育、文化事業等を包括した産業をいう。

(所掌事項)

- 第3条 協議会は、次の各号に掲げる業務について調査研究し、海業推進事業計画を策定する。
 - (1) 漁業体験事業
 - (2) 水産物加工事業
 - (3) マリンレジャー拠点づくり事業

(組織)

- 第4条 協議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる関係機関等の代表者又は構成員のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 京都府漁業協同組合
 - (2) 一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社京丹後地域本部
 - (3) 京丹後市商工会
 - (4) 北丹水産物商業協同組合
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員のうち、職によって委嘱された委員が職を離れたときは、委員の職を失うものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第6条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員定数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 協議会は、調査、研究又は審議のため必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(会長の専決処分)

- 第9条 協議会を招集する暇がないとき、又は軽易な事項については、会長は、その議決すべき事項を専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の協議会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(事業推進委員会)

- 第10条 海業推進事業計画を円滑に推進するため、協議会に事業推進委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。
- 2 委員会は、協議会の関係機関等で構成する。
- 3 委員会の委員長は、会長が選任する。
- 4 委員会は、第3条各号に掲げる業務を推進する。
- 5 委員長は、必要に応じて、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。 (庶務)
- 第11条 協議会及び委員会の庶務は、農林水産部海業水産課において処理する。 (その他)
- 第12条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則(平成29年4月1日告示第113号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

資料2 京丹後市海業振興協議会委員名簿

※敬称略

氏	名	所属	協議会役職
岡田	政 義	京都府漁業協同組合	会 長
佐戸	慶 太	京都府漁業協同組合	
中西	利一	京都府漁業協同組合	
寺 田	直彦	京都府漁業協同組合	
谷口	貴 章	(一社)京都府北部地域連携都市圏振興社 京丹後地域本部	
荒田	義之	京丹後市商工会	
櫻 本	和雄	北丹水産物商業協同組合	
和田	達典	京都府漁業士	副会長
中江	栄 子	中浜漁協婦人部	
宮 田	知 美	京丹後宿おかみさんの会	
由利	進	京丹後市農山漁村体験型旅行協議会	
大久保	里美	京丹後市食生活改善推進員協議会	

オブザーバー

氏	名	所属	
岩 尾	敦 志	京都府水産事務所 海のにぎわい企画課	
車古	宏 史	京都府丹後広域振興局 農林商工部企画調整室	